

# コラム～安全だより～



東京都では、自転車安全利用条例により、全ての自転車利用者に、ヘルメット着用の努力義務規定が設けられていることを、ご存じですか。この規定は、令和5年4月1日から全国一律に拡大されることになりました。

令和5年1月(通算第121号)

発行:

公益財団法人東京しごと財団  
(東京都シルバー人材センター連合)

## 自転車に乗る時は、大人もヘルメットを！

都内では自転車利用時のヘルメット着用は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、既に義務化されています。更に令和5年4月1日からは、道路交通法の改正により全ての世代の自転車利用者に対して、ヘルメット着用が努力義務として法律化されます。

これまで罰則のない努力義務として、13歳未満の子どもへの着用が保護者に課せられていましたが、今回の改正で全世代に拡大されることとなります。

令和3年度に、都内のシルバー人材センターで発生した経路途上の交通事故124件のうち、116件が「自転車利用時(電動自転車含む)」でした。そのうち頭部に傷害を受けた事故は15件、この中には重篤事故も含まれており、ヘルメットを着用していれば怪我のリスクを減らすことができたのではないかと、というケースもありました。

自転車に乗る時は「自分は大丈夫」と思わず、交通ルールを守りヘルメットをかぶって、正しく、安全に乗りましょう

当財団では、(株)日本パレードと共同開発した、帽子型の自転車用ヘルメット「カポル」を紹介しています。

帽子型のカバーを、季節や服装に合わせて、着せ替えできるオシャレなヘルメットで、安全性はヨーロッパの厳しい[安全規格:CEマーク]に準拠し、安心してお使いいただけます。

期間限定(令和5年1月4日～3月31日まで)で、センターからのお申込限定の特別キャンペーンを実施中です(10個で2割引き、100個なら4割引き！)。

【サイズ:S(52-55cm)M(56-59cm)L(59-62)の3種類】



カポル

